

第3回札幌市市民自治推進会議

会 議 録

日 時：2020年8月24日（月）午後3時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 3号会議室

1. 開 会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第3回市民自治推進会議を開催いたします。

本日は、残暑厳しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

前回6月26日に開催しました第2回会議では、他都市における市民参加条例の条文内容や第3次市民自治推進会議で整理された市民参加条例の検討に向けた各視点で言及されている着眼点に基づき、参考となる情報を取りまとめた資料などを説明させていただきました。

第3回目となる今回につきましては、これまでの第1回と第2回の会議でお配りした資料を使い、ご議論を進めていただければと考えております。

また、前回の会議で委員の皆様からご要望のあった資料についても、この後、事務局からご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、石黒座長、どうぞよろしく願いいたします。

2. 議 事

○石黒座長 皆さん、こんにちは。

お忙しい中、また、大変お暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

時間も限られておりますので、早速、議事を進めたいと思っております。

スケジュール上、次回の第4回会議からは自治基本条例の条文に関する検討に入る予定であることから、市民参加条例の在り方については本日で一旦区切りをつける方向で議論をまとめていきたいと考えております。

もちろん、議論の状況によっては、第4回会議以降の検討においても、改めて市民参加条例について触れる余地もあろうかと思っております。

本日、一定の結論に至ることができるかどうかは分かりませんが、皆様におかれましては、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って、まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（植木市民自治推進係長） それでは、事務局よりご説明させていただきます。

次第に記載がございますとおり、今回は資料1として、札幌市における市政への市民参加の主な取組というものをご用意しておりますので、その概要についてご説明いたします。

この資料は、前回の会議で、市民参加の状況を評価する指標について、既に示しているもの以外に何かあれば提示してもらいたいとのご要望がありましたことから準備したものととなります。

お気づきの委員もおられるかと思いますが、今回の資料は、今年の3月18日に開催した第1回市民自治推進会議で配付しました資料6をベースにしたものでありまして、幾つか新規に項目を追加掲載したものとなっております。

それでは、各項目についてご説明いたします。

まず、左上にあります附属機関の制度運用については、第1回会議で配付していた資料6の掲載内容と同じものでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、左側の中段にあるパブリックコメントの運用です。

初めに掲載しているパブリックコメントの推移につきましては、第1回会議の資料では平成30年度までしか掲載しておりませんでした。このたび令和元年度の状況についての集計結果が出たことから、追加で掲載しております。

また、パブリックコメントを募集した案件の中には、キッズコメントとして子どもたちから意見を募集しているものもありますが、第1回会議の資料では概要の記載に留まっており、各年度の状況は掲載しておりませんでしたので、今回、改めて年度の実施状況を掲載しております。

続いて、左の下から2番目の市民参加機会の設定です。

前回の第2回推進会議の資料説明の中でも触れておりましたが、札幌市では、毎年度当初に、市民参加機会を設けている条例や計画などの検討の取組、事業等について、その年に予定しているものと前年度に実施したものの一覧表を作成し、市ホームページなどで公開しています。

今回、資料として作成しましたのは、市民参加機会を設けていた事業などの件数を年度別に掲載したものであり、近年では、おおむね170件から180件となっているところです。

なお、資料1（補足）と書いた数枚つづりの資料は、ホームページにも掲載している令和元年度の市民参加の実施結果の一覧表となっております。このように、今回でいえば、前年度である令和元年度の様々な市民参加の事業の結果について公表しておりますので、こちらを併せて参考にご覧いただければと思います。

資料1に戻らせていただきます。

次に、資料の左下の行政評価制度です。

札幌市の行政評価制度においては、市が実施している各事業に対する市民意識を採取し、当該事業の効果及び成果を効率的に把握し、市民にも分かりやすい評価の資料として示すため、事業の効果に関する市民意識をテーマに、毎年度、指標達成度調査という郵送によるアンケート調査を実施しています。こうしたアンケート調査に回答し、自らの考えや意見を市政に届けることで、市の側では、いただいた回答を施策への参考とすることができ、結果的に市政への参加につながるものであります。

今回、資料としましては、各年度のアンケートの回収率を掲載しましたので、ご覧ください。

なお、若干余談となりますが、アンケート調査全般の話として、どのくらいの回答数があれば調査結果として正しいと言えるのかということに関し、札幌市では、市民全体の意識傾向を把握したいだけであれば、統計学的な考え方として、回答数が400件から500件程度あれば調査結果はおおむね信頼性があると整理しておりまして、市で実施してい

るインターネットアンケート調査では計480人から回答を得るように設定しているところ
です。

続きまして、右上の市民対話の取組については、第1回会議で配付した資料6の掲載内
容と同じものでありますので、説明を省略させていただきます。

続いて、右下の広聴事業を通じた市民意見の提案です。

第1回会議で配付した資料では市民アンケート調査の実施概要について掲載しておりま
したが、今回作成した資料では各年度のアンケート回収率を掲載しておりますので、ご覧
ください。表を見るとわかりますとおり、回収率はおおむね5割程度となっております。

また、個別広聴につきましては、第1回会議で配付した資料では平成30年度に受付し
た市民の声について受付方法別の内訳を掲載しておりましたが、今回作成した資料では平
成27年度から30年度にかけての種類別の件数の推移について掲載しているところ
です。

内訳をご覧くださいとわかりますとおり、要望、すなわち市などの事務事業について何
らかの改善を要求し、その実現を求めるものが最も多く、苦情件数の約5倍となってい
ます。

以上が本日配付しました資料1の説明となります。

なお、このような各指標の数値について、札幌市としてどう評価しているかということ
については、いわゆる目標値的な指標を設定しているものではなく、市としての具体的な
評価を下している状況にはないものでございます。

続いて、この資料とは別に、前回の会議の中でご質問をいただき、次回会議までに確認
するとしていた件が二つほどありますので、この場を借りてご説明させていただきます。

まず一つ目は、自治基本条例や市民参加条例を定めている他都市の数について、市で示
していた資料の内訳に関する説明です。

市が以前の推進会議の中でお示しした資料の中で、市民参加条例を持つ市が20市あり、
その中で、市民参加条例のほかに自治基本条例も併せて定めているが、自治基本条例での
市民参加に関する規定は理念的なものに留まっている市が8市あると説明していたところ
です。

前回会議の中で、このように市民参加条例のほかに自治基本条例を定めており、自治基
本条例の市民参加は理念的な規定としている市の例として、静岡市と熊本市を挙げている
が、他の6市ではなく、熊本市と静岡市の二つを取り上げた理由はなぜであるかというご
質問がございました。

この件について、改めて事務局で資料に挙げていた8市の内訳について再確認させてい
ただいたところ、自治基本条例での市民参加に関する規定は理念的なものに留まっている
8市のうち、政令市は静岡市と熊本市だけであり、残りの6市の内訳は、中核市が1市、
具体的には旭川市、特例市が5市、こちらは川口市、春日部市、茅ヶ崎市、大和市、明石
市となっております。

事務局では、札幌市との比較対象として取り上げる場合、厚木市のようなあまり他市で

見られない取組が見られる市は例外として、基本的には同規模である政令市で比較するのがよいと考え、静岡市と熊本市の条文を資料として取り上げていたところです。

そもそも、市の側で以前に示していた資料でありながら、前回会議の間ではその内容について即座にご回答できませんでしたこととお詫びいたします。

また、二つ目の質問として、千葉市で定めている条例を説明した際に、当該条例中に定めている地域運営委員会という組織は千葉市が条例を全面改正した令和2年4月1日以前からあったものなのか、それとも、全面改正の際にこうした組織をつくることにしたのか知りたいというご質問をいただいております。

この件について千葉市に確認してみたところ、地域運営委員会は、札幌市で言いますとまちづくり協議会のような組織ですが、こうした組織は条例の改正前から存在していたということです。ただ、これまでは、この地域運営委員会という文言について、特段、条例に掲載してはいませんでしたが、今回の条例全面改正をきっかけに、その位置づけを明文化して掲載したということでありました。

事務局からの説明は以上でございます。

○石黒座長 ありがとうございます。

ただいま、本日の資料と補足資料についての説明、また、前回の質問に対する答えをいただきました。その点についてご質問や確認なされたい点がございましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 では、議論していく中で関係するところについて質問がある場合は聞いていただければと思います。

ちなみに、私から1点です。

今日の資料1(補足)について、ホームページに載せているというお話でしたが、毎年作られてホームページに載せられてきたものなのでしょうか。

○事務局(植木市民自治推進係長) こちらの資料は、平成22年度から令和元年度に至るまで、毎年度、ホームページ上に掲載しているところです。

○石黒座長 分かりました。

そうすると、市民自治推進会議で検討する資料などを作るときには、そういうものに基づいて数値的なものがつくられているという理解でよろしいですか。

○事務局(植木市民自治推進係長) この資料に掲載している内容は、そのまま市民自治推進会議で検討する資料として使えるような集計方法になっていないものもございます。今回は各項目の件数を挙げたのですが、個別の中を見ますと、それぞれの会議に何名参加したということが載っている事業も幾つか入っている状況になっております。

○石黒座長 ありがとうございます。

それでは、資料についての確認等はひとまずこれで終えて、いよいよ市民参加条例の在り方についての議論を進めてまいります。これまでの議論や資料の内容等も踏まえ、時間

の許す限り、皆さんからご意見をいただければと思っています。

改めて確認しておきたいことがあれば最初に出していただいて、なければ、早速、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

前回の段階でそれぞれの方のポイントの置くところや気がかりなところは出ていたと思いますが、その後、資料や前回議事録を見られて変化されている方もいるかもしれませんし、固まったという方、また、もうちょっと聞いておきたいことがあるという人もいますかと思いますが、いかがでしょうか。

○皆川委員 先ほどの資料の関係の質問になるかもしれませんが、資料1の説明において、市として具体的評価をしているものではない、目標値の設定もしていないと言われました。ただ、この資料のデータというのは、市民自治推進本部会議に報告されている数字ですよね。

本部会議とはうまくいっていますというのを報告するためのものだと思いますが、このデータを出している目的は何なのか、また、本部会議の議事録では、うろ覚えですけども、このデータをご覧になった出席者から、市民自治推進は、まあ、そこそこやっているねという評価をいただいていたように私は思っているのですが、その辺の状況を教えていただけますか。

○事務局（植木市民自治推進係長） まず、今回、資料に出している数字というのは、市民自治推進本部に出していたものと全て同じものではございません。例えば、今回追加しました資料1の左下にある市民参加機会の設定の件数や行政評価制度のアンケート回収率、また、右側の真ん中の市民アンケート調査の回収率、下側の個別広聴の数字は、市民自治推進本部で直接挙げていたものではなく、今回、市民参加の指標になり得るものはないかをこちらで調べまして、そういった要素のありそうな数字を掲載させていただいたものでございます。

また、逆もありまして、右上の職員による市民対話の推移や左上の附属機関の公募委員制度については、本部会議の資料として挙げております。

本部会議は、こういった数値の一つ一つに対して、個別に評価する中身にはなっていないのですが、全般の流れを見まして、先日、第2回会議の資料4-1でもありましたように、市民自治の取組は確実に定着している、出前講座が市民に定着した取組となっている、パブリックコメントで市民周知が着実に進んでいるものと考えられるといった文言で出ていたものでございます。

ただ、このように順調に推移していても、必ずしも全てがそうではなく、今後、さらに取り組んでいく必要があるということは本部会議でも出てきたところでございますが、個別の指標に対する評価までは下されていないものであります。

○皆川委員 今おっしゃった最後のところが非常に分かりづらかったのですが、それは、ここに出てきた数字では分からないけれども、心配だねという意見が本部会議で出ているということでしょうか。それとも、心配だねというのは事務方のお考えなのでしょう。

○事務局（植木市民自治推進係長） こちらの資料に出されている文言は、あくまで事務局が取りまとめたもので、これに関して、会議の中では、おおむねこのような流れだということは分かったけれども、まだ取り組む余地はあるだろうという意見が出ております。

○武岡委員 ちょっと答えてもらっていない気がします。要は、本部会議でそういう話が出たという理解でいいですか。

○事務局（植木市民自治推進係長） 本部会議には、第2回会議で示した事務局として取りまとめた資料を出しておりますが、この資料は、今どんな状況だという認識を持つために出しているものです。

事務局としては、会議において、全てこれでいいというようにはなっていないかと認識しています。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 私から補足させていただきます。

平成27年度当時の推進本部会議の中では、確実に定着してきているという認識で統一しましたが、これで満足だよねと言っている訳ではないという意味でございます。

○石黒座長 数字的には、かなり大きな比重で参加している人も増えてきているし、着実に定着してきているけれども、それで全く問題ないということまでを言った訳ではないということですね。

そのほかに確認なさいたいこと、また、ずばり中身についての意見を言っていたいただいても構いませんが、いかがですか。

さあ、どうですかと言われても、なかなか発言しにくいところもあるかと思っておりますので、最終結論的なところにつながりますが、前回の会議で整理してくださっている視点についての認識を確認していきながら、市民参加条例をどうすべきかというところに向かっていきたいと思っております。

それ以外に、このことをやりたいとか、進め方について意見があれば出していただきたいのですが、取っかかりとしてどうですか。

○宮本委員 皆さんがよければ、前回から今日は市民参加条例をどうしようかという話をしようと話していたので、何かが分からない、まだ判断できないということも含めて、まず、それぞれが市民参加条例についてどう感じ、どう思っているかを話してはどうかと思いましたが、いかがでしょうか。

○石黒座長 まず、最終結論の採決をするのではなく、検討していく最初の段階に当たって、皆さんがそれぞれどう思っているかをお聞きしていくということですが、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石黒座長 私には言えるようなことがないという人がいたら、また後で言っていただくということで、宮本委員からよろしいですか。

○宮本委員 議事録に残るので、なかなか言いにくいかなとも思いつつ、今思っていることを言います。

私は、市民参加条例は必要だと感じてここに座っています。なぜ必要なのかということ考えたときに、今の自治基本条例の中には足りない要素が幾つかあるかなと思っていました。

その一つは、理念的なものであって、市民参加をどういうふうに行うのかという具体的な手法があまり書かれていないところです。

前回の会議で、条例ではなく、職員の情報共有のためのもので、「市民参加推進の手引き」というものには書かれていると教えていただいて、それを拝見しましたが、更新されていない平成20年のものだったので、また時間がたって、手法そのものが大きく変わっているだろうと感じたので、その更新が必要ではないかと思っています。

また、それは職員向けであって、どういう市民参加があるのかが書かれているものがないということが一つ気になったところでした。

もう一つは、自治基本条例では、市民参加の将来像として具体的なものがあまりないかなというところがあります。

私は、その2点が今の自治基本条例で触れられていない部分で、それが市民参加条例では必要なのではないかなと思ったところでした。

ただ、一つ迷いがあって、それは市民参加条例ではないといけないのかと考えたときに、もしかしたら京都市の推進計画のような計画として位置付けるのも一つの方法なのかもしれないなと思っていたところです。手法もそうなのですが、すごく変わっていくものでもありますし、京都市の推進計画では5年ごとにビジョンとどう進めるかの見直しが行われているので、更新していくことありきで考えると、条例でなくてもいいのかなと感じております。

○石黒座長 ありがとうございます。

京都市も条例はつくった訳ですよ。ただ、それでも、手法とか、いろいろなところのつくりを見直ししていく前提でという柔軟性もあって、それと同じようなものをつくることができるなら、もしかしたら条例ではなくてもいいかもしれないというお話ですね。

たしか、前期の会議でまとめられた視点か議論の中で、条例化した場合に、固定化してしまい、新たな手法が開拓されにくくなってしまうという話も挙がっていたように思います。

確かにそういう面はありますが、条例化する場合は、改定していくことを考慮した条例にする必要はあるかなと思われませんか。

皆川さんは、いかがでしょうか。

○皆川委員 私は、現時点では条例を制定することができないのではないかなと考えています。

理由は、まず、現状の評価ができないですよ。本部会議の議論でも、着実に定着してきているということで、それはこのままいけばいいというニュアンスなのか、その辺は分かりませんが、現状に満足しないでねという意識喚起はされているということです。

ただ、条例の文言を考えるにしても、例えば、どこまでを目指すのか、何を目指すのかという現状の評価ができない限り、制定は難しいのではないかと考えています。

先ほど、条例制定という形ではなくてもいいというお話がありましたが、例えば、附属機関の公募委員の割合は、あと3年か5年ぐらいで10%や20%にするとか、私はもっと増やしたほうがいいと思っていますが、どのぐらいを目指すのかということです。あるいは、パブリックコメントによって事業の中身が変わった案件はどのぐらいあるのか、その変わる案件は3%ぐらいあるのがいいのか、5%ぐらいあるのがいいのかなど、そこら辺のあたりをつけて評価を終えた後で、必要であれば条例を制定するほうがいいのではないかなと思います。

○石黒座長 ありがとうございます。

現状では、まだ十分に機が熟している状態になっていないのではないかと考えていますね。

今日、また議論していった考えが変わっていくのは当然で、あなたは先ほどと言っていることが違うのではないかと話ではないので、あくまでも今の時点で、気楽にと言ったら変ですが、ご発言いただければと思います。

武岡委員はどうですか。

○武岡委員 前回の第3次の会議の報告書などをもう一度読み返してみまして、そもそも自治基本条例をつくるときに市民参加条例をつくることを考えていたということは、やはりきちんと把握しておくべきだし、それを忘れてはいけないなと思いましたので、市民参加条例をできるだけつくる方向で考えていくことが必要だと思います。

また、2017年10月に出された第3次の二つ目の報告書では、既に視点などが大分まとめられていて、例えば、必要に応じて専門的な検討体制を設けることなども検討することが望ましいと考えるとある訳です。

そして、自治基本条例の第33条第7項でも、推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができると思いますので、まさにこれを活用して、市民参加条例をつくるための部会をつくるという選択肢も恐らくあると思いますが、そういった可能性については今のところ全く議論しておりません。また、市民にとってどのような効果や課題があるかについても検証していくことが望ましいとありますが、これもまだ不十分かなと思っています。

あと、たしか第1回目のときに必要に応じて担当部局にヒアリングということがありましたが、まだそういうこともできていない段階で、今回で区切りというお話が出たので、それはまだ早いのではないかと気がしながら聞いておりました。

○石黒座長 今回はまだ早いのではないかとするのは、今日の市民自治推進会議でというのは早過ぎるかなということですか。

○武岡委員 今日で結論を出してしまうのは早いのではないかなということです。

○石黒座長 ありがとうございます。

私の今の時点の考えは最後に言わせていただいたほうがいいかなと思いますので、鈴木

委員からお願いします。

○鈴木委員 私自身もまだ整理できていないところがありますので、現時点で申し上げます。

やはり何をもって市民参加の促進が図られているというのか、市民参加が活性化しているのかの物差しにもよるのですが、市民参加の促進が図られるのであれば、前回は申し上げましたように、やはり条例はつくってもいいのではないかなと思っています。

先ほど、宮本委員からもお話がございましたけれども、やはり理念条例にするにしても、アウトリーチといいますか、促進化が図られるような指標ですとか、こういうところまでアプローチしなければいけないですとか、それは条例そのものでなくてもいいのですけれども、セットでやらなければいけないといいますか、ちょっと文言にもよるのですけれども、そういうのを図るべきというふうにして、それがきちんと担保されるのであれば条例をつくってもいいのかなと思っています。

また、個別具体的過ぎるのですが、例えば、委員会への市民参加にしても、半分以上でなければいけないとか、最近はSDGsの流れもあるので、女性委員の参加率など、きちんとアプローチが図られるのであればあってもいいのかなと思っています。

○石黒座長 柴田委員はどうでしょうか。

○柴田委員 私は、町内会の経験者という立場で見解を申し上げたいと思います。

まず、市民参加条例の制定の目的は、市民参加をより進め、市民自治の取組を深めていくところにあります。そうしますと、もし条例ができたと仮定したときに、この間の市からの資料にございますように、厚木市との比較では、札幌市は、人口が8倍、運用するには職員を増加しなければいけない、それから、予算規模で1.1倍、事業数で5倍ということなので、非常に膨大な費用がかかっていくと思うのです。

前回は申し上げましたが、自治基本条例自体の認知度が低いところに、なおかつ、これをつくり、条文化すると。それはいいのですが、それで市民に対してどの程度の効果上がるのだろうか非常に危惧をします。つまり、費用対効果が非常に薄いのではないかとということが想像されます。

ですから、私は、参加条例をつくることに反対というより、時期がまだまだ早く、もう少し市民の理解を進めていった段階でつくられるといいのかなという気がしております。

○石黒座長 ありがとうございます。

では、池田委員、お願いします。

○池田委員 私は、市民参加条例について、今年はできなくても、今後ずっと継続的にやってほしいと思いますし、それで認知がどんどん広がれば、札幌市の各局の一番の土台になる部分にできる条例なのかなと思っています。市民と直接話をしたり、いろいろな要望を聞くことで、札幌市の都市計画だとか、景観条例だとか、そういう部分にも、市民参加条例までいかななくても、年数がかかっても認知を広めていくことによって、札幌市自体が市民からどういう意見が来ているのと、ほかの部に聞いたり、聞かれるような

存在になってほしいという願望があります。

ただ、今は、職員の皆さんも市民の皆さんも認知されていないものなので、こつこつ認知度を高めていくことが本当に大事だと思います。

こういう条例というのは、人件費や職員を増やさなければいけないなど、本当に難しい部分もあると思いますが、将来的には大きくして、札幌市の底力になってほしいと私は思っています。

○石黒座長 ありがとうございます。

池田委員のお考えは、条例化の前に、市の各部局で市民参加のいろいろな取組をもっと進めてもらいたいと。その結果として、市民の認知度も広がって行って、条例化するなら条例化の機運も高まるでしょうし、それが望ましいと。ただ、今はまだそこまでっていないのではないか、認知度が低い、そういう理解でよろしいですか。

○池田委員 今の段階では、市民参加といっても、何を目的にしたらいいのかという部分がすごく分かりづらいので、もっと委員会で討論して行って、それぞれの意見を聞いて、いい方法を編み出していかなければいけない時期にあるのではないかなと思います。

○石黒座長 今は、市民参加の進め方や手法を開発し、定着させていく段階で、条例化はまだ早いのではないかということですね。

武岡委員は、今日決めるのはまだ早いのではないかというお話でしたが、時期が早いのではないかというご意見は何人かの方から出ておりました。

ただ、皆さんは、条例化自体について、やるべきではない、意味がないということではなく、現在の状況で条例化に持っていくのはどうなのかというご意見が多いという感じを受けました。

私自身は、先ほど武岡委員からお話があったように、自治基本条例自体は、条例等となっているので、必ず条例をつくらなければ駄目とはしていないけれども、条例化していくことを前提としていると。ただ、すぐできないだろうし、検討していったらよろしくないことも出てくるかもしれないので、断定的に条例とはしていなかったのだとすれば、逆に条例化していくことが筋だろうと思っています。

私自身が一番気になっていたのは、先ほど柴田委員からもありましたように、前期は、特に、コストの視点が出ていて、たしか前の期の会議でも、事務局はかなりそれを、非常にそこが大きな問題だという感じで、とにかく条例化というのはまずいという印象を受けていたのですけれども、今期は、この会議の皆さんのご意向、判断による的な感じなので、大分クリアできるかもという感じが出ているのかなと思っています。ただ、実際にそれを担当する方々がこれはちょっと無理ですよと考えているのに、やれとはなかなかできないだろうという感じを持ってはいたのです。

ただ、京都とか千葉とか、厚木のときでしょうか、前回、かなり負担が重いですよというお話がありました。でも、新しくやっているとところもありますし、かなり大きな政令市でやっているとところもありますので、やり方によっては可能ではないかという感じ

は持っています。

鈴木委員からも、前回、そういう問題がクリアできるならばというお話がありましたよね。ただ、実際、どこまで本当にコストがかかるのかなど、まだよく見えないところがあるので、そういう意味では時期尚早というところがあるのかなとは思っています。

もう一つ、先ほど出ていた「市民参加推進の手引き」です。

あれを見ましたら、市民参加条例の内容みたいな感じに、リストを挙げて、こういう場合はこういう手法がいいのではないかと、この手法を取るためにはこういうことに注意しなければいけないなど、解説が相当詳しく書かれていまして、これは条例化されたものに近いのではないかと考えていました。

ただ、強く、とにかく条例を制定しなければいけないと今でも思っている訳ではないので、皆さんのいろいろご意見を聞きながら、今期の市民会議での結論が出ればなと思います。

少なくとも、条例化は駄目だというのは、今はということですよね。これは少なくとも一致していると思います。問題は、今ですよというご意見があるかどうかです。あるいは、今はまだ早いけれども、前期から視点を整理してもらい、我々が引き継いでいる訳ですけども、条例化していくためには、こういうことを検討していかなければいけないとか、こういう部分が定着してからではないと無理ではないとか、そういうのが少ないといかないかなと思うのですね。

その辺も含め、どういうところがもう少し進展していかないとまずいのではないかと考えるかについてもご意見いただければと思います。

条例化した場合、きちんと運営していく体制を取るには大きなコストがかかるということ以外に、ほかの方から何かございますか。

○宮本委員 皆さんからは、時期が早い理由の一つとして、条例化よりも認知度を高めていくことが大事だということ、費用対効果が見えないというお話があったかなと思います。

ただ、皆川委員の理由をちゃんと理解できていませんので、今ではないという理由をもう一度教えてください。

○皆川委員 私は柔らかく言いましたが、今ではないよねというニュアンスよりは、当分要らないといいますか、現時点ではつukれないだろうと考えています。

なぜかというと、現状が客観的に評価されていないからです。ひょっとしたらすごくうまくいっているのかもしれないけれども、現状では足りないのだよねというようなことなのかなと。本部会議の議論の状況はどうかと聞いても、そういうふうに思いました。

そして、現状をどう評価するかということと、誰か条例を必要としていますかということとも考える必要があって、別にない中で誰も困っていません。例えば、札幌市のステータスを高めるために、この条例は他の政令市と同じように必要なのだという意向が強く打ち出される、あるいは、札幌の市民団体から、現状の条例がない中では、私たちのやりたいことがやれないのですといった意向がどんどん出てきている訳でもないのですよね。もし

出てきているのだったら教えてほしいのですが、そもそも、そういう必要としているという土壌がないと考えているのです。

ただ自治基本条例の中で将来的に市民参加条例をつくる必要がありますねということが書かれているからつくろうということでは、中身も詰まっていけないし、いいものがないのではないかとということです。ですから、現状の評価とニーズが出てきた時点で中身を考える必要があるといたしますか、そういう状況にならないとつukれないのではないかなと持っているということです。

○石黒座長 ありがとうございます。

ただ、自治基本条例自体は、基本原則として、市民の参加と協働によるまちづくりを札幌の自治体運営の基本にするということがうたわれていますので、当然、市民参加は推進していかなければいけない訳です。そして、そのためには条例が必要ではないかと考える人も多い訳です。

もう一つに、鶏が先か卵が先かみたいなことで、条例があることによって認知度も高まるし、市民参加も進んでいくという面も多分あるとは思っています。しかし、他方で、基盤がないところに持ってきてもうまく機能していかないというか、適切に十分機能しないという面もまたあるかとは思っています。

それで、時期尚早とか、まだまだ基盤が足りないのではないかとということがあれば、今はまだ難しいのではないかとと言えるかもしれませんが、市民参加制度にどういうものがあるか、どういう場合にどういう手法を取っていくべきなのか、市民参加制度の体系化というのも検証の視点の中にあり、実際、現状がどうなっているのか、条例があればそれに照らしてチェックしていくことで、逆にコストがかかってしまうという話もある訳ですけれども、毎年、定期的に変化を追えるようなものができるという面はあると思うのです。ただ、皆川委員の意見にあった、どのような効果があるか、求める人たちがいるのかとか、なくて困っているとすればそれはどこなのか、そういう意味では、いよいよ機が熟してきましたねということ判断できる状態になるのかという危惧があるのですけれども、定着させていくというところで具体的に足りないのではないかとということがあれば、お願いします。

○池田委員 市民参加条例に入るのかどうかは分かりませんが、2年前に胆振東部地震がありましたね。私は消防団をやっているのですが、そのとき、2組の親子が学校やまちセンの開放を待ち切れず、暗闇の中、外に出てしまって、子どもさんとお母さんがけがをなさって、消防署で手当てをしたということがありました。

つまり、パニックになっている人が結構何人か夜にいらっしゃって、待っていたということです。その後、小学校と中学校を避難所として開けてもらったのですけれども、電気で水を吸い上げなければいけない構造だったので、水が使えるまちセンに集まってもらいました。

これは小さいことですが、災害はいつ起きるかが分からないので、そういうもの

を基にしてつくるというか、意見を聞いたりすることも大事ではないかなと私は思います。
○石黒座長 危機管理のことは、たしか、自治基本条例の条文の中にありましたよね。恐らく、自治基本条例を検討していく中で、具体的にそういう問題を取り上げて検討することになると思います。

ただ、そういう体制をはじめ、避難をどうやっていくのかは結局、地元の状況は住民が一番分かっている訳ですから、一緒に検討していかなければいけない訳です。その際の市民参加は足りていないのではないかということは出てくるかもしれませんよね。それも市民参加条例の範疇の一つに入るかと思えます。

○宮本委員 先ほどの意見の中で、今は必要だという声がないのではないかというお話が出ていたかなと思いますが、市民参加条例そのものは、現状に即してつくるというより、こうありたいという姿を描くのであり、今のことを書くのではないかなと思っています。

例えば、市民参加の職員の手引きでは、こういう手法があるよねというものがあって、一番上がワークショップとなっているのですが、それよりさらに上の段階の市民が参加して一緒に決めていくという場もつくれるわけです。実は、促進するための手段はもっと上もあって、それを目指していきたいみたいな条例が必要ではないかなと思っていた節もありました。

正直、今、その必要性があるかどうかは分かりません。でも、NPOでまちづくりのことをやっている立場から言うと、ワークショップより上の市民も一緒に決めることができる場もあるよということがきちっと書かれていることで、それをやってみようと言えますので、さらにいい市民参加を見据えられるものとして必要なのではないかなと感じました。

また、先ほどの現状が客観的に評価されていないということはまさにそのとおりだなと思っていたのですが、もしかすると市民がその評価をすることを位置付けることも、どこかに必要なかもしれないかなと思っています。今の報告は、行政側からの視点の評価報告ですが、では、市民が実際にどう感じているか、この数字どおりの感想なのかという評価をどこかに位置付けることも必要なかなと思って聞いていました。

○石黒座長 行政評価は市民の目も入れてやっていくということはあったと思うのですけれども、市民参加自体についてはこういう場だということなのかなと思っています。

ただ、市民が評価する上でも、評価基準がないといけません。具体的に何かをやるうとして、道がなくて困った、札幌市は全然遅れているのではないかと感じた人がいれば、それはすぐ足りないよという話になると思うのですけれども、特にそういう目に遭っていないというか、やろうと思ったときにうまくちゃんとルートがありましたよとなれば、良いとなってしまうかもしれませんよね。

それから、今、宮本委員が言ったように、あるべき方向に向かっていくためにも、条例化の必要性はあるのではないかと個人的には思っています。ただ、どれだけ効果が出るのか、コストパフォーマンスですね。負担だけが大きくて、効果は小さいよというのであれ

ば、足りない市の人たちのマンパワーを割くのはどうなのだというのは当然あり得ると思います。

ほかに、今まで出てきていることについてさらに詳しくでもいいですし、今までのお話の中に出てきていない視点でもいいので、お願いします。

○鈴木委員 今までの話とダブるかもしれませんが、皆さんから意見が出ていました市民目線での必要性や認知不足、また、評価されていないというのは、確かにおっしゃるとおりで、そういう部分もあるかと思います。

ただ、言葉の問題ではないのですけれども、やはり自治の基本条例ですから、本当に骨格になる部分ですので、そういったところよりも、もう少し具体的なところにアプローチすべきではないかなと私は思っています。

大きい枠組みではなく、まちづくりですとか、参加するとか、何条例にするかにもよるのですけれども、そういった具体性を持ったところにアプローチすることによって、少し分かりやすくなると思いますか、市民に分かりやすく伝わる、市民も条例を通して分かりやすくなるというものがあれば、積極的につくってもいいのかなと思っています。やはり条例を通して、そういった参加ですとか、活動を促していくと。

先ほども申し上げましたけれども、その辺の仕掛けですとか、あと、誰がつくるかという根本的な問題になるかもしれませんけれども、在り方を示していくと思いますか、そういうことで条例を位置付けられるのであればよろしいのではないかなと思っています。

それで、これら全てをやらなければいけないということで、業務が必要以上に増えて、コストがかかるということはあるかもしれません。それは、条例の中身にもよるのですけれども、必要以上にコストをかけてやるのが目的ではなく、あくまでも市民の参加や活動を促すものですので、そういう必要以上に、何か事務仕事というの言い方は変ですけども、そういうのを増やすことなく、いろんなやり方をうまく考えていければいいのかなと思っています。そうしたやり方も念頭に置きつつ条例も考えていけばいいと思います。

また、現段階におきましては、やはり駄目だ、駄目だというので考えるのではなく、札幌方式でもいいと思うのですけれども、市民の参加を促すような独特の条文をまず検討してみて、その上で本当に必要なかどうかと。そこで時期尚早だねという話が出てもいいと思うのですけれども、まずは条例の中身を考えてからこれを世に出すのかどうかをこの会議の中で考えていければいいのではないかと、ですから、とりあえず検討してもいいのではないかと考えています。

ですから、絶対に出しますということで始めなくてもいいと思うのですけれども、少し検討を始めてみるということです。というのは、中身が分からないと我々も判断できませんので、これだったらいいよねというものがあれば、ちょっと難しいと思うのですけれども、そのスタート段階として検討を進めていってもいいのではないかなと思います。

○石黒座長 今の点について確認させていただきたいのですけれども、この会議で検討していったらいいのではないかという趣旨なのか、この会議で条例を制定するためにも、そ

ういうことを検討しないとできるかどうか分からないから検討を始めるべきではないかということ提言的に出して、検討してみてもらおうという趣旨なのか、いかがですか。

○鈴木委員 どうですかね。

○石黒座長 今は、そこまで具体的ではないのですかね。

○柴田委員 私も参加条例まで持っていきのいいのだとは思っているのです。ただ、今そこまで成長しているのかなというところでもって今は早いという意見なのですけども、結局、条例をつくるまでに市民に向けてそういう雰囲気づくりを醸成していかなければいけないと思うのですよ。そういうことで、市民参加に対する手引書や解説書みたいなパンフレットのものを市民に配布し、少しずつ理解度を上げてもらって、そういう雰囲気が醸成された段階で条例をつくるという方向へ持っていったほうがいいのではないのかなと思います。条例が先走ってしまうと、それに対する興味を失って、効果が現れないだろうと思うのです。

○石黒座長 手引きは市民も見られるように、そういう意味では、市の職員のためだけではなく、札幌市民に対しても示すものとしてホームページでも見られるようになっている訳です。ただ、そういうものがあると知っている人もいるかもしれませんが、外部の人では知らない人も多いでしょう。ただ、今お話しがあったように、実際にやっている訳なので、それをもっと市民にも広めて、市民から、こんなやり方をやるのだったら、こういうふうにしたほうがいいのではないかという声が出てくればいいですね。

ただ、時期尚早ではないか、期が熟していくための一つとしてそういうことが必要ではないかということですね。

関連してでもいいですし、ほかの点でもいいですが、いかがでしょうか。

○武岡委員 市民参加条例をつくるメリットが第3次会議の報告書にも三つ挙げられていますけれども、私は、この中ではチェック体制の確立が一番大きいのかなと思っています。

例えば、今日の資料1でパブリックコメントの手続の運用状況を図でお示しいただいておりますよね。ここにはそういうふうには書いていないですけども、パブリックコメントは一定程度定着しつつあるみたいなことがしっかり書かれたものを見たことがあるのですね。ただ、それを見たときに本当かなと思ってしまったのです。

令和元年度の平均の提出者数が24.7人とありますが、この数字はどのようなのですかねという意見も絶対にあると思うのです。200万人近い人口のうちの24.7人な訳ですよ。

ほかの自治体の話ですけども、香川県では、ゲーム条例をつくる時、県庁内部から偽の意見みたいなものを出したみたいな報道もある訳です。ですから、件数だけでは鵜呑みにできないという思いがして、これをしっかりチェックするようものとして、例えば根拠を持った市民参加条例というものがあれば、それに基づいてということもできる訳です。

ほかの自治体の条例を見ますと、例えば、公表をする、あるいは、チェックするような

機関をつくるというような規定を持っているところが多いようですので、それでそういうことがしっかりチェックできるのかなと思います。

定着していますと書いてあるものを読むと、人はそういうふうになってしまうような気がするのですが、一旦立ち止まって、本当にそうかどうかを見ることも必要だと思いました。

○石黒座長 例えば、推進本部で評価している訳ですが、それがより深いというのか、地に足がついた判断というのか、せめてチェックをきちんとできるようにするためにも必要なのではないかということですね。

○武岡委員 これは、市役所のほうでまとめた資料ですよ。

例えば、どういう意見が上がってきて、そのうち、修正ありの案件の数も書いてありますけれども、どういったものがパブリックコメントの結果を経て取り入れられて、どういったものが駄目だったのかを詳細に見ていくと、違った発見や気付きがあるのではないかなという気もしております。

ただ、それは、市民参加条例がなくても、市役所がやる気になりさえすればできるのかもしれないですが、このままの状態です市民参加を着実にというのはどうなのかなということですね。

○皆川委員 今のご意見は、私も本当にそのとおりだと思います。

私は、先ほどから、そこそこいい評価がされているのですよと聞いているのですが、私個人としてはそんなに市民自治が着実に定着しているとは思っていません。

というのは、今説明があったように、パブコメがどのように市政に反映されたのかということまで見えない訳ですよ。それから、附属機関の市民委員の率ですか、公募委員数の4.7%というのは、総人数のうちの割合なのか、それとも、公募委員制度導入機関の中の割合なのかは分からないところですが、こんなものでは市民の意見を聞こうとしているとは全然思えないのです。

例えば、附属機関の公募委員の割合は半分を目指します、パブコメの提出意見についても、そのうち、何件ぐらいが市政に反映できたのか、そして、その具体的な内容をホームページなどで見られるようにするなど、そういう手段をつくって、それでその数字なり中身なりを評価した上で、では、条例が必要だよ、ここは市役所に任せておいてもうまくいかないから、条例で担保しなければ駄目だねというような視点というのか、切り口をいろいろな評価から露わにした上で必要などを担保していくというステップを踏んだほうがいいと私は思います。

今おっしゃった意見は本当にそのとおりで、中身が見えない中で条例を先にとというのは難しいのではないかなということですね。

○石黒座長 市民参加条例で問題になるのは自治基本条例の第21条第7項ですよ。市は市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとするあり、それで条例を制定すべきかどうかということをやっている訳です。

でも、「条例等」なので、条例ではないけれども、今いろいろ挙がったようなことを実現する仕組みというか、チェックする仕組みや内部的なルールなど、そういうものを整備する必要があるのではないかとということで、今期にそういう提言が出るということは当然あると思いますし、また、それは市民参加条例を制定するために必要な基盤の整備というためにも必要だということになるかとも思います。

皆さんの意見としては、時期尚早、ちょっと早いよねから、まだまだ早いよねなど、人によって違いはありましたが、検討にもう入るべきだという意見は少なかったかと思います。また、鈴木委員も検討していく必要性はあるのではないかとことでした。我々だけではなく、別の人に検討してもらっても同じことになる話かと思うのですが、そういうことを判断するための視点を前回のところで整理してくださっているものの、それではまだ足りないといえますか、十分に判断できないというのが今の時点での大勢の考えかなと受け止めております。

武岡委員からも今日決めるのは早いのではないかなという感じがするというお話がありました。ただ、前もあったように、今日、確定的に決められればいいのですが、そこまで行かないという人も、一定の方向性を確認し、この後、自治基本条例の条文に対応する取組を検討し、最後の段階では、今日もいろいろと出ましたが、機を熟させるため、足りないことに対してどういうことをやるべきなのか、あるいは、新たに出るかもしれませんが、そういうふうにして提言に持っていくという大まかな方向なのかなと個人的には思っています。

この点についてご意見はありませんか。

いやいや、違うでしょうか、こういうことを確認しないことにはそれでいいですとも言えないとか、いろいろあると思うのですけれども、どうでしょうか。

今日の時点で条例を制定すべきだとはとてもならないという感じはしていますが、条例化は意味がないとか、かなり先に行っても無理だとまではなかなか言えないかなと思います。ただ、すぐは無理です、大分無理ですという幅はあるでしょう。この辺は一致しているのかなと思います。

ただ、無理だ、無理だと続けていても毎回同じことになるので、鈴木委員がおっしゃったように、何かの形で検討はしないといけません。前期で視点を整理してくださっている訳ですが、それを受けて、今期はこう進めましたと。そして、それに基づいて何かの取組等をしていっていただいて、次の期に結論を出してもらおうなどになるかと思います。○宮本委員 石黒座長に言っていたように、見据えていこうというのは皆さん一緒かな、反対はこの中にはいないのかなというふうに聞いていましたが、見据えた上で、そのスピード感がそれぞれかなと感じました。

私個人の意見を言うと、鈴木委員の言っていたスピード感に近いかなと思っています。というのは、本当に具体的に検討していかないと分からないなということでして、私はこの委員の皆さんと具体的にどういうふうにつくっていけるだろうかという検討を進めてい

ったらいいのではないかなと感じています。

ただ、今期、具体的に検討を進めていくということがいいのか、一つはっきりさせてもいいのかなと思いました。

○石黒座長 時期尚早ではないか、しかし、時期尚早と言っていたら、いつまでもそのまま行く危険があるので、やはり検討していく必要があるのではないかという意見は何人かの方から出ています。では、検討というのは、どういうふうに、あるいは、どういう場で、どういう時期にということ、今、宮本委員からはこの推進会議で検討していったほうがいいのではないかというご意見を出されました。

先ほど、鈴木委員に対し、今期でということなのか、別の場をつくってということなのかと聞いたけれども、その点はどうですか。

○鈴木委員 先ほどは条例の検討についてお話ししました。その進め方がいいか悪いかはいろいろと議論があるかと思えますけれども、もしつくるとしたらということで、この会議でどこまで深掘りして、どの段階まで検討するかという問題はあっても、つくるとしたらこういうものかというふうに少し具体性を持って検討すべきではないかということです。

なお、私は必ずしも条例にこだわっている訳ではありません。それに、私は法律の専門ではありませんので、具体的にどういうものがあるのかということもまだ整理できていないのですけれども、第21条で条例等とありますよね。この「条例等」の「等」の部分でして、これが条例なのか、それとも、それに代わる何かがあるのかです。

先ほどの手引きみたいなレベルのものもあるかもしれませんが、時期尚早と言うだけではなく、条例が時期尚早であるのなら、代わりにどのようなものをつくればいいのか、どのようなものを検討していくべきなのかを検討することがこの期に課せられたものとして出していくべきではないかなと思っています。

「等」には何があるのでしょうかね。

○石黒座長 例えば、要綱などですよ。前回でしたか、資料を出していただいたように、パブリックコメントについても要綱を定めて実施している訳です。でも、要綱というのは行政内部のルールとして決めていることなので、仮に、それから外れても違法だという話にはならない訳です。これが条例となると条例違反だとなってしまいます。ただ、問題として、条例違反だからどうなるのかというのはまた別の問題としてあるのです。

また、宮本委員の先ほどのお話は、条例化の検討にこだわる訳ではなく、市民参加を進めていくため、今の足りないもの、あるいは、どういうことをさらにやっていくべきかを検討してくということで、まずはいいということなんでしょうか。そして、それによってこういう条例が必要なのではないかというところまで行ければ、なおいいとは思いますが、条例化を検討するというところからは一回離れて、条例化するための基盤みたいなものですよ。

その話が先ほど出ていた訳ですけれども、現在足りないものがあるのではないかと。皆

川委員も条例化はまだ無理ではないかという話でしたけれども、チェックは必要だということはおっしゃっていた訳です。そこで、どのようなことをやるべきなのかという検討は第21条の検討のときにしなければいけません。それもまたやりましょうということでもいいのか、それに留まらず、条例化の検討もこの期でやるべきだというご意見ということでしょうか。

○宮本委員 何のために必要なかが先にあると思っていて、現状では何が足りないか、条例には何があるといいのかからの話が良いのかなと今は思っています。

○石黒座長 今、宮本委員と鈴木委員に聞きましたけれども、条例化の検討にこだわらず、市民参加の促進のために足りないもの、必要なものを今期で検討していくということはいかと思うのですけれども、そこはかなり重きを置いてやっていくということで、その結果、やはり、条例だねとなるかもしれません。

ただ、今日のところは時期尚早ではないかというご意見の方が多数ということですが、足りないものは何かという意見が幾つか出ましたが、これは議事録を整理してもらいましょう。

それを皆さん念頭に置きながら、ほかの条文も含めて検討するとともに、第21条もまた検討するとして、そのときまでにいろいろと考えていただければと思います。そのとき、新しいものも出るかもしれませんし、深まる部分もあるかもしれません。そこで、条例化となるなら、もう一回、その段階で話し、やはり、こういうことがなければ無理ですよということであれば、こういうことをやるべきだという提言を出すという方向で今期は進めていくということでしょうか。

条例化はやめましたということではなく、議論していく中で変化していけばそれでもいいと思います。条例化に重きを置いた視点でやっていくべきでないかという強い意見がまたあれば別ですけども、そのようにしたいと思います。

条例化を諦めたということではありません。ただ、時期尚早という意見が多数だということからです。それに、皆さんもこれで市民参加の仕組みや取組が十分だと言っている訳ではないので、どういうところが足りないのか、どういうところを改善すべきなのか、新しい仕組みとしてこういうものを行ったほうがいいという案が出れば、そうした検討はしていきます。その上でやはり条例化が必要だとなれば、そこでということにするということですが。

今期はそのように進めていくという案でいかがでしょうか。

○皆川委員 市民自治推進のための課題を抽出するという事はいいと思います。ただ、皆さんからどんな意見が出てくるかというのは分からないのですけれども、一例として、市民自治を推進するために附属機関の公募委員の割合を50%にしたほうがいいという意見が出て、そこを目指しましょうと合意が取れたとしても、それを評価するのは1年では無理で、2年や3年が必要ですよ。

今みたいなものではない評価項目も出てくるかと思うのですが、大多数の課題というの

はそれを評価するのに時間がかかりますよね。そして、条例の条文制定というのはその後になりますよね。

この課題を抽出していきましょうということはかなりの時間がかかることだと思っていて、私は時間がかかることを問題とは思っておらず、ゆっくりやれるのであれば、ゆっくりやったほうが良いと思っているのですが、そういうことでよければ、その方向で構わないと思います。

○石黒座長 条例化する場合、どのような内容の条例にするかによっても変わってきます。例えば、審議会等の委員構成について、市民委員の比率を何%とするということを条例化するとすると、おっしゃるようにそう簡単に判断できないということになるかもしれません。

ただ、例えば、男女共同参画に関しては、ジェンダーバランスについては、条例ではないかもしれませんが、少なくとも要綱的なものをつくっていますよね。それは何%と決めているというより、何ぼを割ってはいけないというようなものだったかと思いますが、そういうレベルで条例化し、これでは足りないよという機運が高まってくれば、その数値を上げるというのが一つあるかと思っています。

このように、条例化といってもいろいろな形があると思うのです。ただ、繰り返しですけども、今のところ、皆さんとしては、今期は条例化という感じではないなということですよね。そこで、条例化も含め、市民参加を推進していくために必要なもの、まだ足りないものはどういうことか、どういうことをやっていくべきかを検討するということです。

ですから、今の皆さんの意見からすれば、機は熟していない、その機が熟していくために必要な要素というか、内容をやっていけということと同じことになるのではないかと思います。

○鈴木委員 時期尚早という方が多いですが、それを踏まえての私の意見です。

やはり、その検討過程においても条例は念頭に置くべきだなと思っています。条例に反対という方は多分おられないかと思っています。私は計画屋だからか、そうしたほうが良いかと思っているのですけれども、フェーズといいますか、長期的に考え、それが何年先なのかは分かりませんが、検討するという意味で条例化を目指すべき、念頭に置くべきだと思っています。

先ほど、評価や認知の話がいろいろと出ましたけれども、フェーズで考えていって、まず、こういう段階では、施策となるのか、こういうやり方によってこう図るべきだというものと考え、その上でこれを検討し、こうなれば条例化すべきというものがある程度の方角性として皆さんで考えていければいいのかなと思っています。

○石黒座長 その辺もこれから進めていく中で皆さんの中で熟してくるのを期待し、最終的には盛り込めればなと思います。ただ、少なくとも、今日の時点では、今期で条例化すべきだという提言までは行けないのではないかと思います。しかし、機を熟させるために必要なもの、今、既に幾つか出されていますが、どういう仕組みややり方とする

かを考えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員 今の鈴木委員の話聞いて、少し整理できました。

条例に向けたフェーズをつくっていくのを今期にやってみるということは一つかなと思いました。何が必要か、それはば一っと出るのだけれども、どのぐらいの期間がかかりそうなのか、先ほどのように、評価するまでに2年や3年がかかるのではないかということについてはかなり遠くになっていく訳ですよ。

ですから、その時期、そして、足りないこと、やれることについて、道筋が見える化することはやってみてはどうかなと話を聞いて思いました。

○石黒座長 どういうところが足りないのかだけではなく、まずはこういうことが必要ではないか、それはどのぐらいに実現していくべきか、そして、その次にこういう段階があって、その後に初めて条例化できるのではないかみたいな見通しを持つということで、条例化できるかどうかは分からないですけれども、それを目指して検討していくことは必要かもしれませんね。

ご意見やご質問、提案、あるいは、それは無理ではないのかなど、遠慮なく言っていただければと思います。

○武岡委員 この会議は、条例第31条と第32条の規定に基づいて設置されている訳ですけれども、第31条と第32条のそれぞれに市民の意見が適切に反映されるように、市民の意見を聞いた上でという文言が入っているのですが、具体的な市民の意見の反映方法、聞く方法です。公募市民の方に入っているのですが、それ以外の市民の意見の取り入れ方について何か考えていらっしゃるのかどうかをお伺いします。

○事務局（植木市民自治推進係長） 条例第31条にあります市民の意見についてです。

第2回会議でご紹介しておりました市民ワークショップがあります。こちらの市民ワークショップの名称は年を追って変わってきていますが、それが第2回会議の資料1の表紙に載っています。最初は、市民による集中評価会議ということで、まさに評価というものが前面に色濃く出ております。

直近のものについてはご意見をいただくものといいますか、どちらかという、評価するという直球で堅苦しいものではなく、市民からご意見をいただくという趣旨を前面に出し、それをある意味での評価と捉えるようなニュアンスになってきています。ただ、このワークショップが評価の機能を持つものとして行っています。

○武岡委員 確かに、第2回の資料説明のとき、このワークショップは条例第31条に基づいて行っているということは伺っていたのですが、それでは、第32条にある市民の意見を聞いた上でというのは具体的には何になるのでしょうか。

○事務局（植木市民自治推進係長） 第32条については、条例の見直しについての規定でして、ここで言う市民の意見というのは、市民自治推進会議が直接的に関係しているという認識でよろしいかと思います。

○武岡委員 長くなってしまったのですがけれども、機が熟していない最大の原因は、恐ら

く、市長がこれにあまりご関心をお持ちではないことかなと思っ
ていまして、完全に受け身ですよ。

第3次の報告書が出されてから1か月後に市民自治推進本部会議
がありましたけれども、そこで早々と次期の市民自治推進会議で検
討してもらいますと言っているのです。1か月後ですので、本
当に検討されたのかなと思いたくならないような感じでした。

そもそも、自治基本条例は前市長がつくりましてつくられた
ものですよ。恐らく、首長が一言言えば、機は一気に熟すと思
うのですけれども、首長の考えを変えさせるためには、例え
ば、市民からこういう意見がありますというものがあるといい
のかなと思っただけです。

アンケートをやられるご予定はないのかと聞きましたが、市
民アンケートをやるご予定はないのです。

○石黒座長 市民参加条例についてのアンケートという意味
ですか。

○武岡委員 見直しも含めてで、それに特化したものではな
くてもいいのです。

○石黒座長 資料として出しているアンケートは、そういう
ものを趣旨としてやっているのではないですか。

○事務局（植木市民自治推進係長） 資料として出しました
アンケートは、どちらかといいますと、自治基本条例の認知
度、その他の市民参加に関する全般的なものになっています。

例えば、ダイレクトに市民参加条例についてどう思われま
すかと聞いている訳ではありません。そこで、市民の意見を
押さえるためにやるべきではないかというご意見がありまし
たら、そういう機会に、例えば、札幌市として市民アンケー
トをやる機会がありますし、独自にやる場合もありますので
、そういったご要望があれば、可能な限りですが、検討し
たいとは考えております。

○石黒座長 議会でやれと言っているとか、首長がやるの
だとなれば、それはやらざるを得ないといえますか、やり
たくなくてもやらなくては行けない訳です。

でも、先ほども言いましたように、前期の会議のときに整
理された視点のうち、コストについては行政の方は強く受け
止めたというか、がんと来たという感じではないかなと思
うのです。だから、多分、推進本部でもやっていけない
など。それは次の期に整理されているし、やってもらいま
しょうということだったのではないかなと思うのですよ。つ
まり、やる気がないとかは分かりませんが、やれないのは
ないかというところがあったのではないかなと思うのです。

ただ、先ほども言いましたが、実際に新しくやり始めて
いますよね。どうしてできないのみたいなことを考えれば
、できないこともないのかもしれないとは思っています。変
わっているかどうかは分かりませんが、我々もコストがど
んなものかはなかなか難しい面があるのです。いや、そ
んなことないでしょう、やれるでしょうともなかなか言
えないところはあるのですよ。

ここで確認ですけれども、第32条の市民の意見をというのここを中心的に想定されているということでしたが、第31条についてはこの会議での話ではないということになる訳ではないのですよね。

○事務局（植木市民自治推進係長） 例えば、第32条ですと、制度的なシステムの作りからすると、この市民自治推進会議がダイレクトに来ているのは間違いありません。しかし、市民自治推進会議だけを想定しなければいけないというようなものではなく、先ほどあったように、アンケート等がもし必要だとなれば、行うことによって、市民の意見を反映させるという手法は取り得るでしょうから、必ずしも市民自治推進会議だけを想定している条文ではないと認識しています。

○石黒座長 一つのことでやってもらうのではなく、いろいろな仕組みを使ってやっていくという話ですね。ですから、第31条のほうにもこの会議は含まれ、場合によってはこういう仕組みを導入すべきでしょう、こういうふうな整備をなささいということと言えると思いますか、それはあなた方の管轄を超えた話ですということにはならないのですよね。

○事務局（植木市民自治推進係長） 市民自治推進会議の仕組みは、第31条と第32条を受けてのものになっておりますので、少なくとも、市民自治推進会議では、条例見直しのほかに、施策の評価も含めて、行うというのは間違いありません。ただ、それ以外の市民の意見を聞くためのものがこの条例上で明確にされていませんが、当然、市民の意見というのは、市民自治推進会議の第33条に定めるものだけではないと認識しています。

○石黒座長 条例自体の改正を考えることは当然あるし、条例に基づくいろいろな仕組みや取組についてもここで検討し、改善すべき点があれば提言するのは当然の仕事だということですね。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど、鈴木委員や宮本委員がおっしゃられたようなレベルまでできるかどうかは分かりませんが、そういうことを目指して検討していくということです。ただ、条例化は現時点では難しいかなというのが今のところ大勢でした。そこで、今後、その他の条項を含めた全体を検討していく中で変化があればということで、条例化の話はこれでもう終わりですよという話ではない、そのように進めていくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでいいのかなというところがある方もいらっしゃるかもしれませんが、そのようにいたします。

検討の仕方について、今日の会議が終わった後、こういうやり方でやっていくべきではないかというものがあれば出していただければと思います。それを皆さんにお諮りし、そういうやり方で検討していきましよう決め、やっていくことはあります。ですから、具体的な検討の仕方がこれで決まったという訳ではありません。

皆さんが各自でこういうことが必要なのではないかというものを考えておいていただければ、特に第21条のところを出していただき、この会議として、こういうことをやるべ

きだという形で提言していければと思います。

○皆川委員 1点聞きたいのですが、今年度の市民自治推進本部会議というのはいまも行われたのですか。例年は7月頃と資料にあるのですが、今年は終わったのですか。

○事務局（植木市民自治推進係長） いえ、今年度はまだ行われておりません。現時点でいつというのもまだ決まっておらず、未定という状況となっております。

○皆川委員 本部長は、副市長でしたか、市長でしたか。

○事務局（植木市民自治推進係長） 副市長となっております。

○皆川委員 先ほど機が熟していないのはトップの意向ではないかという話がありましたよね。もし可能であれば、そこら辺の空気も確認していただけるとありがたいなと思います。

○事務局（植木市民自治推進係長） 本部会議では、この推進会議での議論の状況などを報告のテーマとして挙げておりますので、議事録も含め、情報提供されることになろうかと思えます。

○石黒座長 ほかにありませんか。

○宮本委員 先ほど座長が言っていたことの確認です。

条例化に向けて何が必要かを皆さんで考えていきましょうということですよ。ただ、次回からは今のものを見直しをしていく段階になりますよね。そこで話をしていくのだけれども、そこで、何が足りないか、あるいは、今度、条例をつくるのだったらこんなものが必要だよという視点を持ちながらやっていきましょうという理解で間違いはないですか。

○石黒座長 そういうふうに言いました。

ただ、条例化に向けてという捉えは委員それぞれによって違って、条例化はまだ無理でしょう、でも、こういうことはやっていく必要がありますよねと考える委員の方もいらっしゃるかもしれません。あるいは、条例化はそんなに遠くない時期にすべきだよという人もそこをクリアしないと無理ですよという話なのです。そういう人にとっては、条例化に向けた取組を検討していき、条例化はまだ無理だと考えている人は、条例化にこだわらず、市民参加の推進のために足りないもの、必要なものは何かを検討していくことになるかと思えます。

このように、人によって捉えているものが違うので、ここを目指している人、ここを目指している人というふうには違いはあるかもしれませんが、途中の段階であるということは一緒ではないかということで今日はまとめ、これからやっていきませんかという提案です。ちょっといいかげんな感じかもしれませんが、どうでしょうか。

○宮本委員 はい。

○石黒座長 ほかに確認なさりたいこと、あるいは、考えていく上でこういうことはどうなのだという事はほかによろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 今の話もこれから会議で検討していく訳ですから、今日はこういう話でした

けれども、次回のときにこうではないかという意見が出ればまた考えることはあるかと思
います。ただ、あまりに毎回ふらふらしているのはちょっとどうかなと思っています。

それでは、まとめます。

本日のところは、今申しましたように、すぐに条例化すべきだという提言を出すことは
難しいのではないかというのが大勢の意見でした。条例化のためには基盤が整備される
というのか、機が熟さないが無理ではないか、その基盤を整備する、あるいは、機を熟さ
せるためにどういうことが必要かを検討していくということが一応のコンセンサスだっ
たのではないかと思います。

そこで、次回、市民参加条例に関わるような条文もありますけれども、それ以外のこ
とも含め、自治基本条例全体の見直しに向けた検討をしていき、その中で、市民参加に
ついて検討するというにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 ご意見や疑問点がほかであれば事務局を通して出していただければ、次回
の検討に向け、必要な資料や考える視点を皆さんにお伝えし、次回にまたご議論を
いただきたいと思っています。

それでは、いい時間になりましたので、第3回会議の議事は終了したいと思います。

3. その他

○石黒座長 その他として、皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、事務局に進行をお返しいたします。

4. 閉 会

○事務局(柴垣市民自治推進課長) 長時間にわたり、ご議論をいただきまして、どう
もありがとうございました。

次回の会議開催日について連絡いたします。

今のところ、10月中をめどに開催したいと考えております。後日、別途、担当より日
程調整のご連絡を差し上げます。皆様、ご多忙のところ、大変申し訳ございませんが、
どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、第4回会議に向けて事務局で資料を用意してくれというものがございましたら随
時ご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上